

主催：九州ミロク会計人会

共催：九州ミロク会計人会北九州地区会

(株)ミロク情報サービス北九州支社

九州北部税理士会認定研修申請中(3時間)

日本FP協会継続教育単位認定研修申請中(3単位)

法人税関係の 気になる裁決事例(2)

講師からのメッセージ

国税不服審判所の審判官には、最近、税理士、公認会計士、弁護士が積極的に任命されており、そのせいか最近の裁決事例は、結論ありきではなく、双方の主張に対してその争点を整理し、場合によっては審判官が自ら調査した上で、審判所としての判断を形成していく過程が非常にきめ細かく、そのプロセスは我々実務家にとって非常に参考になります。また、公表されている裁決事例には、原処分が取り消された事案も多く紹介されており、裁決事例の内容を細かく検証していくことは非常に有用であると思います。

また国税不服審判所と審査請求制度の概要と特徴についても簡単に説明いたします。(植田 卓)

講師 税理士 植田 卓 (うへだ たかし)

MJS税経システム研究所顧問

略歴：昭和57年 税理士登録・開業。
日本税法学会、税務会計研究学会、租税訴訟学会所属。平成28年より立命館大学法学部客員教授。

主な著書：『税務力アップシリーズ・法人税』（清文社）、
『中小会社の会計指針』（共著、中央経済社）、他多数。

日時 2024年08月23日(金)
13:30~16:30 (13:00 開場)

会場 新小倉ビル 2号会議室
北九州市小倉北区米町2丁目2-1 新小倉ビル
TEL：093-521-6369

定員 30名 (先着順/定員になり次第締切)

受講料 会計人会会員 3,300円(税込)
TVS加入者 7,700円(税込)
一般 9,350円(税込)

※テキストのみの販売はいたしておりません。

研修概要

- 1 預り金を返還しないこととした事実と
重加算税の賦課(*)
- 2 販売手数料が費途不明金に該当するか否か(*)
- 3 売上除外金を役員の口座に振り込んだ場合の
役員給与該当性
- 4 被相続人の同族会社に対する債権放棄の真実性(*)
- 5 使用人が経営に従事しており
「みなし役員」にするかどうか(*)
- 6 債権放棄と貸倒損失

(*)は原処分が取り消された事案です。

※上記の項目は、予告なく変更する場合がございます。

研修会が中止・延期またはWeb開催となった場合は、
メール・FAXなどでお知らせいたします。

研修受講申込書 (FAX 送信先：093-522-0908)

※複数名お申込みの場合は、
当申込書をコピーしてご利用ください。

ふりがな 貴所名	受講区分 <input type="checkbox"/> ミロク会計人会会員 <input type="checkbox"/> TVS (ID) <input type="checkbox"/> 一般
ふりがな 受講者名	税理士会登録支部 登録番号 支部 第 号 ※当会より、税理士会認定研修受講報告を行うため、必ずご記入ください。
ご住所 〒	TEL
Eメールアドレス： ※受講に必須となります。必ずEメールアドレスのご記載をお願い致します。	FAX

----- ご記入いただく情報について -----
ご記入いただくお客様の個人情報は、当研修の受付にあたり名簿作成を行いお客様への対応をする上で必要なものです。お申し込みいただいた個人情報につきましては、研修講師、協賛各社および業務委託先へ提供する場合があります。また、お預かりした情報は、今後の各種イベント、研修のご案内や当社および協賛各社からの製品情報のご案内、保険代理店業に関するご案内に、利用させていただくことがあります。ご案内が不要なお客様は、当社にご連絡をいただければ電子メール、DMなどの送信発送を中止いたします。当社では、記入していただいた情報を当社個人情報保護方針に則り適切に管理し、お客様の承諾なく上記以外の第三者に開示・提供することはありません。当社の個人情報の取扱いに関するご質問窓口については当社ホームページで「情報セキュリティ及び個人情報保護に関する方針」(https://www.mjs.co.jp/securitypolicy/)を公開しておりますので、こちらをご確認ください。またはミロク会計人会連合会「個人情報保護方針」(https://www.mirokukai.ne.jp/privacy/index.html)をご確認ください。

お問合せ先

株式会社ミロク情報サービス 北九州支社 担当：山田・カ丸
〒802-0003 北九州市小倉北区米町2丁目2-1 新小倉ビル4F
TEL：093-521-6369 FAX：093-522-0908



※TVSは株式会社ミロク情報サービスの登録商標です。